

## 第4章

# 協定書記入例

1. 活動組織規約
2. 農地・水・環境保全向上対策に係る協定書
3. 活動計画

## ■ ■ 活動組織規約

## ■■活動組織規約

平成●●年●月●日制定

### (名称)

第1条 この活動組織は、■■（以下「■■」という。）と称する。

### (目的)

第2条 ■■は、第3条の構成員による共同活動を通じ、■■地域に存する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

### (構成員)

第3条 ■■の構成員は【別紙1】のとおりとする。

### (代表等)

第4条 この■■に、代表1名、副代表●名、書記●名、会計●名、監査役●名を置くこととする。  
代表等役員は【別紙2】のとおりとする。

- 2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この■■を代表し、■■の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、■■の業務の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

### (会議)

第5条 ■■の会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 ■■の会議は、構成員の●●以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。
- 3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の●●以上により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

### (付議)

第6条 ■■の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

- 一 ■■の組織運営に関すること
- 二 ■■が実施する活動についての計画に関すること
- 三 ■■の出納の監査に関すること
- 四 その他■■の目的を達成するために必要な事項
- 五 ……………

### (雑則)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

## ■■活動組織 構成員一覧表

■■活動組織の構成員は以下のとおり。

### 1 農業者等

氏 名	住 所	備 考
■■農事組合法人	■■市■■	
■■■■ (個人)		
■■■■ (個人)		
.....	.....	
.....	.....	

### 2 非農業者等

氏 名	住 所	備 考
■■自治会	■■市■■	
水土里ネット■■	■■市■■	
JA■■	■■市■■	
■■水利組合	■■市■■	
■■小学校PTA	■■市■■	
■■NPO	■■市■■	
■■■■ (個人)		
.....	.....	

(注1) 農業者等とは協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

(注2) 非農業者等とは、協定に位置付けられている農用地を所有し、かつ、他人に貸し付けている者若しくは団体、又は当該農用地につき、所有し、若しくは収益する権原を有しない者若しくは団体。

## ■■活動組織 役員一覧表

■■活動組織の役員は以下のとおり。

区分	氏名	住所	備考
代表	■■■■	■■市■■	■■自治会 会長
副代表	■■■■	■■市■■	
書記	■■■■	■■市■■	
会計	■■■■	■■市■■	水土里ネット■■ 理事長
監査役	■■■■	■■市■■	■■NPO 代表